

住 号 外
平成28年12月16日

登録事業者 殿
(管理等受託者 殿)

宮城県保健福祉部長寿社会政策課長

宮城県土木部住宅課長

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録更新申請について（通知）

本県の住宅行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

サービス付き高齢者向け住宅事業（以下「事業」という。）の登録制度については、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（平成13年法律第26号。以下「法」という。）の改正により、平成23年10月20日に創設されたところであり、本年10月に制度施行後5年が経過しました。事業の登録については、法第5条第2項の規定により、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこととなります。

今般、事業の登録更新について、下記の通り取扱いを定めましたので、登録事業者におかれましては、下記の事項にご留意の上、法の的確かつ円滑な運用が図られるよう願います。

記

- 1 受付期間 更新期限の90日前から30日前まで
- 2 必要書類 登録更新申請書及び新規登録申請時と同様の添付図書 ※ 別紙参照
- 3 提出部数 正本1部・副本3部
- 4 提出先 宮城県土木部住宅課企画調査班

なお、登録更新後は登録回数を表す枝番号を付与します。（例：宮〇〇〇〇〇 - 2）

↑登録回数

担当：

宮城県保健福祉部長寿社会政策課 在宅・施設支援班

電 話 022-211-2549

F A X 022-211-2596

宮城県土木部住宅課 企画調査班

電 話 022-211-3256

F A X 022-211-3297